

● 子どもにとって大切な権利について

実際に子どもたちが権利を行使するにあたって、特に大切な権利を「子ども委員会」の子どもたちが中心となって議論しました。第3章に掲げた22項目の権利は、この「子ども委員会」からの提案をもとに、条例づくりを進める「検討委員会」及び市でさらなる検討を行い、規定したものです。

● 子どもの権利に関する学習について

子どもが権利を行使する際には、自分だけではなく相手にも同じように権利があり、相手の権利も尊重しなければなりません。そのことを理解するためには、子ども自身が権利を学習すること、そして、お互いの権利行使を調整する経験を繰り返すことが必要です。

本素案では、子どもが自分の権利、他人の権利に関して正しく学び、尊重し合うことが大変重要であるとの考えから、「子どもの権利の学習等への支援」にその趣旨を盛り込んでいます。

● 子どもの参加・意見表明の機会の保障について

子どもが自らの生活にかかわる様々な場面において、意見を表明し、参加する機会が保障されることは、子どもの健やかな成長・発達を支え、また、子どもが、大人とともに社会を構成するパートナーとして、札幌のまちづくりを担っていくことにつながります。

具体的には、「市政、学校・施設、地域」、「市の施設の設置や運営」、「市が開催する審議会等」への参加機会の保障のほか、子どもが自らの意見を形成し、参加しやすい環境をつくるための「子どもの視点に立った情報発信等」を盛り込み、その重要性を示しています。

● 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援について

子どもの育ちや成長にかかわる大人がストレスを抱えていては、真に子どもの権利が保障されている環境とは言えないことから、子どもにかかわる大人に対して重層的な支援を行うことはとても大切です。

このことから、保護者への子育て支援、育ち学ぶ施設の職員への職場環境の整備及び研修に関する支援、地域で子どもの権利の保障にかかわる市民への支援を盛り込んでいます。

● 子どもの権利侵害からの救済について

いじめ、虐待などで苦しんでいる子どもたちに対して、迅速で効果的な救済を図ることはとても重要であるため、必要な救済制度を速やかに設けます。

具体的な制度設計については、札幌市の実情に合った効果的な制度とするため、救済制度に求められる機能や権限、既存の相談・救済機関との役割分担や連携等について、今後さらに調査を行い、別途検討していきます。